

鹿児島市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の素案に係るパブリックコメント手続の実施結果について

1. 意見の募集期間 令和2年7月13日(月)～8月11日(火) 30日間

2. 意見の提出者数(件数) 1人(4件)

3. 意見の対応状況

(単位:件)

項目 処理区分	①配置する職員 について	②居室の床面積 について	③利用定員につ いて	④運営基準につ いて	⑤その他	計
A:意見の趣旨等を反映し、条例の素案に盛り込むもの	0	0	0	0	0	0
B:意見の趣旨等は、条例の素案に盛り込み済みのもの	0	0	0	0	0	0
C:条例の素案には盛り込まないもの	0	1	0	0	0	1
D:具体的な事業の実施にあたり参考とするもの	0	0	0	1	0	1
E:その他要望・意見等	1	0	0	0	1	2
計	1	1	0	1	1	4

## 4. パブリックコメント手続で提出された「意見の対応状況」について（令和2年7月13日～8月11日実施）

項目別の件数

項目	件数
① 配置する職員について	1件
② 居室の床面積について	1件
③ 利用定員について	0件
④ 運営基準について	1件
⑤ その他	1件
合計	4件

対応区分別の件数

対応区分	件数
A 意見の趣旨等を反映し、条例の素案に盛り込むもの	0件
B 意見の趣旨等は、条例の素案に盛り込み済みのもの	0件
C 条例の素案には盛り込まないもの	1件
D 具体的な事業の実施にあたり参考とするもの	1件
E その他要望・意見等	2件
合計	4件

意見等を受けた人数 1人

番号	項目	意見等の概要	意見等に対する検討結果	対応区分
1	居室の床面積について	省令では、居室の床面積4.95平方メートル以上としているが、本市の素案では、7.43平方メートル以上とするとしている。最低限必要となる根拠を表示すべきではないか。	省令では、「一の居室の床面積（収納設備を除く。）は、7.43平方メートル以上とすること。ただし、地域の事情によりこれにより難しい場合にあっては、4.95平方メートル以上とすること。」としておりますが、本市の実情に特段の事情や地域性が認められないことから、7.43平方メートルとしております。	C
2	運営基準について	P10（13）非常災害対策③「…非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努め…」とあるが、深夜時にどのような地域住民の協力が得られる体制ができるのだろうか。町内会やボランティア団体と協定書をしておく必要があると思う。	無料低額宿泊所は、地域との結び付きを重視した運営を行うこととされており、ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。	D
3	その他	本市の条例は令和3年4月1日の施行を予定しているが、この条例に必要な施設及びサテライト型住居が現在ないと聞いた。本市が建設されるのか。または社会福祉法人が建設されるのか。条例が施行されると施設は必要である。	社会福祉法の改正により、中核市においては、無料低額宿泊所の設備、運営の最低基準について、条例を定めることとされております。	E
4	配置する職員について	施設に従事する職員は、本市の職員が勤務するのか。社会福祉法人が勤務されるのか。	施設に従事する職員は、無料低額宿泊所の設置者において、配置されることとなります。	E